

○内閣府令第 号

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第八十号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、資産の流動化に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

資産の流動化に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令

（資産の流動化に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改

め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(特定目的会社名簿への登載事項)</p> <p>第二十三条の二 法第八条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 第六条各号に掲げる事項</p> <p>二 会計参与設置会社であるときは、その旨並びに会計参与の氏名又は名称及び住所</p> <p>(特定目的会社名簿の縦覧)</p> <p>第二十四条 特定目的会社の業務開始届出書を受理した管轄財務局長(第二十八条第一項の規定により同項に規定する書類の送付があったときは、当該送付を受けた財務局長又は福岡財務支局長)は、当該特定目的会社に係る特定目的会社名簿(次条に定める部分を除く。)を、当該特定目的会社の主たる営業所の所在地を管轄する財務局(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局)に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。</p> <p>(個人の権利利益を害するおそれがあるもの)</p> <p>第二十五条 法第八条第二項に規定する内閣府令で定める部分は、次に掲げる部分とする。</p> <p>一 法第四条第二項第三号に掲げる事項のうち取締役及び監査役</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>[条を加える。]</p> <p>(特定目的会社名簿の縦覧)</p> <p>第二十四条 特定目的会社の業務開始届出書を受理した管轄財務局長(第二十八条第一項の規定により同項に規定する書類の送付があったときは、当該送付を受けた財務局長又は福岡財務支局長)は、当該特定目的会社に係る特定目的会社名簿を、当該特定目的会社の主たる営業所の所在地を管轄する財務局(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局)に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。</p> <p>(特定目的会社名簿への登載事項)</p> <p>第二十五条 法第八条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 第六条各号に掲げる事項</p>

<p>の住所並びに重要使用人の住所に係る部分</p> <p>二 第六条第一号に掲げる事項のうち特定社員（個人に限る。）の住所に係る部分</p> <p>三 第二十三条の二第二号に掲げる事項のうち会計参与（個人に限る。）の住所に係る部分</p>	<p>二 会計参与設置会社であるときは、その旨並びに会計参与の氏名又は名称及び住所</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(投資法人の登録申請書の記載事項)</p> <p>第二百十四条 法第百八十八条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一〇六 略〕</p> <p>七 一般事務受託者の氏名又は名称及び住所並びに沿革</p> <p>〔八〇十 略〕</p> <p>(投資法人登録簿の縦覧)</p> <p>第二百十七条 投資法人が現に受けている登録をした財務局長等は、その登録をした投資法人に係る投資法人登録簿(次条に定める部分を除く。)を、当該投資法人の本店の所在地を管轄する財務局(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局)に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。</p> <p>(個人の権利利益を害するおそれがあるもの)</p> <p>第二百十七条の二 法第百八十九条第三項に規定する内閣府令で定める部分は、次に掲げる部分とする。</p> <p>一 法第百八十八条第一項第二号に掲げる事項のうち執行役員、監督役員及び会計監査人(個人に限る。)の住所に係る部分</p> <p>二 第二百十四条第四号に掲げる事項のうち主要な投資主(個人</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(投資法人の登録申請書の記載事項)</p> <p>第二百十四条 〔同上〕</p> <p>〔一〇六 同上〕</p> <p>七 一般事務受託者の名称及び住所並びに沿革</p> <p>〔八〇十 同上〕</p> <p>(投資法人登録簿等の縦覧)</p> <p>第二百十七条 投資法人の登録をした財務局長等は、その登録をした投資法人に係る投資法人登録簿及び投資法人登録簿に登録された事項を、当該投資法人の本店の所在地を管轄する財務局(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局)に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。</p> <p>〔条を加える。〕</p>

<p>に限る。)の住所に係る部分</p> <p>三 第二百十四条第七号に掲げる事項のうち一般事務受託者(個人に限る。)の住所に係る部分</p> <p>四 第二百十四条第十号ロに掲げる事項のうち役員に関する事項(当該役員(個人に限る。)の住所に限る。)に係る部分</p> <p>五 第二百十四条第十号ハに掲げる事項のうち譲受人に関する事項(当該譲受人(個人に限る。)の住所に限る。)に係る部分</p>	
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(公認会計士法施行規則の一部改正)

第三条 公認会計士法施行規則(平成十九年内閣府令第八十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分(連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載)に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(登録申請書の記載事項)</p> <p>第六十一条 法第三十四条の二十五第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 社員である公認会計士及び特定社員の登録番号</p> <p>二・三 「略」</p> <p>(有限責任監査法人登録簿の備置き)</p> <p>第六十三条 金融庁長官は、その登録をした登録有限責任監査法人(法第三十四条の二十七第一項第二号に規定する登録有限責任監査法人をいう。以下同じ。)に係る有限責任監査法人登録簿(次条に定める部分を除く。)を、金融庁に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。</p> <p>(個人の権利利益を害するおそれがあるもの)</p> <p>第六十三条の二 法第三十四条の二十六第三項に規定する内閣府令で定める部分は、法第三十四条の二十五第一項第三号に掲げる事項のうち社員の住所に係る部分とする。</p> <p>(登録申請書の記載事項)</p> <p>第八十四条 「略」</p> <p>2 「略」</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(登録申請書の記載事項)</p> <p>第六十一条 法第三十四条の二十五第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>「号を加える。」</p> <p>一・二 「同上」</p> <p>(有限責任監査法人登録簿の備置き)</p> <p>第六十三条 金融庁長官は、その登録をした登録有限責任監査法人(法第三十四条の二十七第一項第二号に規定する登録有限責任監査法人をいう。以下同じ。)に係る有限責任監査法人登録簿を、金融庁に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。</p> <p>「条を加える。」</p> <p>(登録申請書の記載事項)</p> <p>第八十四条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p>

3 法第三十四条の三十四の四第一項第二号ホに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 社員である公認会計士及び特定社員の登録番号
- 二 四 略

(登録申請書の添付書類)

第八十五条 略

2 略

3 法第三十四条の三十四の四第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 略
- 二 申請者が監査法人である場合にあつては、社員である公認会計士の経歴書

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

〔三・四 略〕

(個人の権利利益を害するおそれがあるもの)

第八十五条の二 法第三十四条の三十四の五第三項に規定する内閣府令で定める部分は、次に掲げる部分とする。

- 一 法第三十四条の三十四の四第一項第一号ロに掲げる事項に係る部分

3 〔同上〕

「号を加える。」

一 三 〔同上〕

(登録申請書の添付書類)

第八十五条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 〔同上〕

一 〔同上〕

二 申請者が監査法人である場合にあつては、次に掲げる書類

- イ 社員である公認会計士及び特定社員の氏名及び登録番号を記載した書類
- ロ 社員である公認会計士の経歴書

〔三・四 同上〕

「条を加える。」

金融庁長官 殿	年 月 日
申請者	登録番号 第 号
	(郵便番号)
	主たる事務所の所在地
	電話番号 () -
	名称
	代表者の氏名
変 更 登 録 申 請 書	
<p>有限責任監査法人の登録事項について、下記のとおり変更がありましたので、公認会計士法第34条の28第1項の規定により変更の登録を申請します。</p> <p>この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。</p> <p>なお、変更後の登録事項は別紙のとおりです。</p>	

- (記載上の注意)
1. [略]
 2. 変更の事実を証する書類を添付すること。ただし、変更の事由が行政
区画又は土地の名称の変更によるときは、この限りでない。
(第2面) [略] (第3面)

別紙

[略]	[略]
社員の氏名及び住所並びに社員で ある公認会計士及び特定社員の登 録番号	
[略]	

(別添1：社員の氏名及び住所並びに社員である公認会計士及び特定社員
の登録番号)
(第4面)

金融庁長官 殿	年 月 日
申請者	登録番号 第 号
	(郵便番号)
	主たる事務所の所在地
	電話番号 () -
	名称
	代表者の氏名
変 更 登 録 申 請 書	
<p>有限責任監査法人の登録事項について、下記のとおり変更がありましたので、公認会計士法第34条の28第1項の規定により変更の登録を申請します。</p> <p>この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。</p> <p>なお、変更後の登録事項は別紙のとおりです。</p>	

- (記載上の注意)
1. [同左]
 2. 変更の事実を証する書類を添付すること。ただし、変更の理由が行政
区画又は土地の名称の変更によるときは、この限りでない。
(第2面) [同左] (第3面)

別紙

[同左]	[同左]
社員の氏名及び住所	
[同左]	

(別添1：社員の氏名及び住所)
(第4面)

別紙様式第 19 号 (第 83 条第 1 号関係)

(日本産業規格 A4)

〔 (第 1 面) ・ (第 2 面) 略〕

〔第 3 面〕

登録免許税領収証書貼付欄

Blank rectangular box for registration tax receipt stamp.

別紙様式第 20 号 (第 83 条第 2 号関係)

(日本産業規格 A4)

(第 1 面) 〔略〕

(第 2 面)

〔略〕	〔略〕
社員の氏名及び住所並びに社員である公認会計士及び特定社員の登録番号	
〔略〕	

(記載上の注意)

〔 1 ・ 2 略 〕

(別添 1 : 社員の氏名及び住所並びに社員である公認会計士及び特定社員の登録番号)

公認会計士である社員

別紙様式第 19 号 (第 83 条第 1 号関係)

(日本産業規格 A4)

〔 (第 1 面) ・ (第 2 面) 同左〕

〔加える。〕

別紙様式第 20 号 (第 83 条第 2 号関係)

(日本産業規格 A4)

(第 1 面) 〔同左〕

(第 2 面)

〔同左〕	〔同左〕
社員の氏名及び住所	
〔同左〕	

(記載上の注意)

〔 1 ・ 2 同左 〕

(別添 1 : 社員の氏名及び住所)

公認会計士である社員

--

別紙様式第22号（第88条第1項第2号関係）

（日本産業規格A4）

〔（第1面）・（第2面） 略〕

（第3面）

別紙

[略]	[略]
社員の氏名及び住所並びに社員である公認会計士及び特定社員の登録番号	
[略]	

（記載上の注意）

〔1・2 略〕

（別添1：社員の氏名及び住所並びに社員である公認会計士及び特定社員の登録番号）
（第4面）

公認会計士である社員	
氏名	登録番号
	住所

別紙様式第22号（第88条第1項第2号関係）

（日本産業規格A4）

〔（第1面）・（第2面） 同左〕

（第3面）

別紙

[同左]	[同左]
社員の氏名及び住所	
[同左]	

（記載上の注意）

〔1・2 同左〕

（別添1：社員の氏名及び住所）
（第4面）

公認会計士である社員	
氏名	住所

(公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令の一部改正)

第四条 公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第八十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(公認会計士に係る課徴金納付命令につき二以上の決定をする場合の按分額)

第六十四条 法第三十四条の五十三第二項に規定する内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額は、個別決定ごとの算出額(同項に規定する個別決定ごとの算出額をいう。以下この条及び次条において同じ。)のうち最も高い額に、個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。

(公認会計士に係る課徴金納付命令につき既決定がある場合の按分額)

第六十五条 法第三十四条の五十三第三項に規定する内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定(同項に規定する新決定をいう。)に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額は、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除した額に、個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。

(監査法人に係る課徴金納付命令につき二以上の決定をする場合の按分額)

第六十六条 法第三十四条の五十三第四項に規定する内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に応じて按分して得

改正前

(公認会計士に係る課徴金納付命令につき二以上の決定をする場合のあん分額)

第六十四条 法第三十四条の五十三第二項に規定する内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に応じてあん分して得た額は、個別決定ごとの算出額(同項に規定する個別決定ごとの算出額をいう。以下この条及び次条において同じ。)のうち最も高い額に、個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。

(公認会計士に係る課徴金納付命令につき既決定がある場合のあん分額)

第六十五条 法第三十四条の五十三第三項に規定する内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定(同項に規定する新決定をいう。)に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じてあん分して得た額は、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除した額に、個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。

(監査法人に係る課徴金納付命令につき二以上の決定をする場合のあん分額)

第六十六条 法第三十四条の五十三第四項に規定する内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に応じてあん分して

た額は、個別決定ごとの算出額（同項に規定する個別決定ごとの算出額をいう。以下この条及び次条において同じ。）のうち最も高い額に、個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。

（監査法人に係る課徴金納付命令につき既決定がある場合の按分額）

第六十七条 法第三十四条の五十三第五項に規定する内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定（同項に規定する新決定をいう。）に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額は、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除した額に、個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。

得た額は、個別決定ごとの算出額（同項に規定する個別決定ごとの算出額をいう。以下この条及び次条において同じ。）のうち最も高い額に、個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。

（監査法人に係る課徴金納付命令につき既決定がある場合の按分額）

第六十七条 法第三十四条の五十三第五項に規定する内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定（同項に規定する新決定をいう。）に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額は、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除した額に、個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。

(公認会計士法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 登録有限責任監査法人（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三十四条の二十七第一項第二号口に規定する登録有限責任監査法人をいう。）は、この府令の施行の日（次条第一項において「施行日」という。）から起算して一月以内に、第三条の規定による改正後の公認会計士法施行規則（以下「新公認会計士法施行規則」という。）別紙様式第三号に準じて作成した新公認会計士法施行規則第六十一条第一号に掲げる事項を記載した書類を金融庁長官に提出しなければならない。

2 金融庁長官は、前項の規定による書類の提出があったときは、当該書類に記載された新公認会計士法施行規則第六十一条第一号に掲げる事項を有限責任監査法人登録簿に登録するものとする。

第三条 登録上場会社等監査人（公認会計士法第三十四条の三十四の八第一項に規定する登録上場会社等監

査人をいい、監査法人に限る。）は、施行日から起算して一月以内に、新公認会計士法施行規則別紙様式第二十号に準じて作成した新公認会計士法施行規則第八十四条第三項第一号に掲げる事項を記載した書類を日本公認会計士協会（次項において「協会」という。）に提出しなければならない。

2 協会は、前項の規定による書類の提出があつたときは、当該書類に記載された新公認会計士法施行規則第八十四条第三項第一号に掲げる事項を上場会社等監査人名簿に登録するものとする。